

豊前総合法律事務所

弁護士報酬基準

各費用の詳細について

法律相談料

法律相談を行う際に発生する料金になります。

あくまで、法律相談にてアドバイスをを行うための料金です。書面のチェックや作成など、作業が発生する場合には、別途料金が発生いたします。あらかじめご了承ください。

着手金

継続的な事件（示談交渉や訴訟など）のご依頼をいただく場合、事件処理をはじめるためのお金として、着手金をいただきます。

成功報酬金

継続的な事件をご依頼いただいた場合、事件が解決した際は、その結果に応じ成功報酬金をいただきます。

手数料

継続的でない依頼（書面作成など）につきましては、着手金や成功報酬金ではなく、手数料という形で、一度限りで料金をいただきます。

日当

事務所内での作業にとどまらず、弁護士が遠方へ出向く場合（遠方での裁判や示談交渉など）に日当が発生いたします。

当事務所では、日当および交通費などをあらかじめ決めております。ご安心ください。往復（現地での時間も含め）2時間～4時間の場合1万円～3万円、4時間を超える場合2万円～5万円を目安としております。

事件にまつわる費用について

一般民事事件（訴訟事件）

弊所は、訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び成功報酬金は、この基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定しております。

経済的利益の額	着手金	成功報酬金
300万円以下の部分	8.8% (税抜価格8%)	17.6% (税抜価格16%)
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5% (税抜価格5%)	11% (税抜価格10%)
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3% (税抜価格3%)	6.6% (税抜価格6%)
3億円を超える部分	2.2% (税抜価格2%)	4.4% (税抜価格4%)

一般民事事件（交渉、調停、審判…）

一般民事事件（訴訟事件）の表を基準としつつ、交渉、調停、審判手続が、訴訟ほど厳格な手続ではないこと、その他の事情を考慮し、減額した金額とさせていただくことがあります。一方で、調停手続は、話し合いにきわめて長時間をついやすことになるため、こうした特別の事情をご考慮いただき、日当などをお支払いいただくことなどがあります。

交通事故事件

金銭を請求する場合、一般民事事件の基準と同様です。

ただし、すでに保険会社から一定額を支払う旨の提案がある場合、これを考慮して減額することがあります。金銭を請求される側の場合、請求された額から減額した額を経済的利益と考え、一般民事事件の基準を利用することになります。

ご自身の付保している任意保険の内容を、今一度確認してみてください。弁護士費用特約を付保している場合、保険会社から弁護士費用を支出していただき、法律相談を受けられたり、弁護士に事件処理を委任したりすることができます。弁護士費用特約は、主契約ではなく、その名のとおり「特約」ですから、一般に、利用したとしても、等級が変化して保険料が上がるということはありません。いざという時の備えなのですから、その時が来たということで、十分にご活用いただければと思います。

後見事件

後見申立てを行う場合、**着手金（手数料）として22万円（税抜価格20万円、税2万円）**～の費用をいただきます。後見人として選任された場合、報酬は、裁判所が決定します。

債務整理事件

個人の任意整理事件	
着手金（手数料）	33万円～ （税抜価格30万円、税3万円）
小規模個人再生事件	
着手金（手数料）	44万円～ （税抜価格40万円、税4万円）
個人の破産事件	
着手金（手数料）	33万円～ （税抜価格30万円、税3万円）
※別途、裁判所に納めるお金（予納金）が必要になります。管財事件の場合、最低額20万円が目安とされています。	

事業者、法人の債務整理は、非常に手数料がかかるため、相応の費用がかかります。さらに、裁判所に収める予納金をご用意いただく必要があります。まずはご相談ください。

ヤミ金対応	
着手金（手数料）	相手方1人又は1社につき3万3千円～ （税抜価格3万円、税3千円）
過払金請求	
着手金	5万5千円～ （税抜価格5万円、税5千円）
成功報酬金	相手方からの回収額の20%

労働関係事件

着手金	解雇無効を争う事件など、 <u>一般民事事件（訴訟事件）の基準</u> により算出できない場合 33万円～55万円（税抜価格30万円、税3万円～税抜価格50万円、税5万円）
成功報酬金	44万円～66万円（税抜価格40万円、税4万円～税抜価格60万円、税6万円）

クレーム対応事件

着手金	<u>一般民事事件（訴訟事件）の基準</u> により算出できない場合 33万円～55万円 （税抜価格30万円、税3万円～税抜価格50万円、税5万円）
成功報酬金	44万円～66万円 （税抜価格40万円、税4万円～税抜価格60万円、税6万円）

刑事事件

刑事事件の着手金			
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件			22万円～44万円 （税抜価格20万円、税2万円～ 税抜価格40万円、税4万円）
起訴前及び起訴後の前段以外の事件			22万円～55万円 （税抜価格20万円、税2万円～ 税抜価格50万円、税5万円）
裁判員裁判事件			110万円～ （税抜価格100万円、税10万 円）
再審請求事件			事案の内容に応じた額
刑事事件の報酬金			
事案簡明な事件	起訴前	不起訴の場合	22万円～44万円 （税抜価格20万円、税2万円～ 税抜価格40万円、税4万円）
		略式命令の場合	不起訴の場合の報酬金を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予の場合	22万円～55万円 （税抜価格20万円、税2万円～ 税抜価格50万円、税5万円）
		求刑された刑が軽減された場合	執行猶予の場合の報酬金の額を超えない額
前号以外の刑事事件	起訴前	不起訴の場合	33万円～55万円 （税抜価格30万円、税3万円～ 税抜価格50万円、税5万円）
		略式命令の場合	不起訴の場合の報酬金を超えない額
	起訴後	無罪	55万円を最低額とする （税抜価格50万円、税5万円）
		刑の執行猶予	33万円を最低額とする （税抜価格30万円、税3万円）
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却された場合	33万円を最低額とする （税抜価格30万円、税3万円）
再審請求事件			55万円を最低額とする （税抜価格50万円、税5万円）

※ **事案簡明な事件**とは、特段の事件の複雑さ、困難さまたは煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力または時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいいます。

少年事件

基本的に、刑事事件の基準に従いますが、少年事件は、鑑別所、学校、ご家庭などにお話をうかがいにいく機会が多く、日当などが必要になる場合もあります。

企業・経営関係事件

企業活動は千差万別であり、そのお困りごとさまざまです。一様に費用を示すことができませんので、あらかじめご相談ください。費用のお見積りをいたします。企業を継続的にサポートする[企業サポートプラン（顧問契約）](#)もご用意いたしております。ぜひご検討ください。

お見積りについて

弊所では、ご依頼者様とのトラブルを防止し、信頼関係を強化するためにも、全件につき、お見積りをお出しできるよう、努めております。ただし、お見積りをお出しするためには、ある程度、事案の内容について、踏み込んでお話しいただく必要があります。

まずは、ご相談いただいた上で、お見積りをご希望の方は、遠慮なくお申し付けください。

その他かかる費用について

実費（予納預り金）

仮に、ご依頼者様本人が、裁判を行おうとする場合、書類を提出するだけでも、紙代、コピー代、郵送費、裁判所の手数料（印紙代や郵便切手など）がかかります。裁判に出席する場合、交通費もかかるでしょう。このように、手続には、さまざまなお金がかかります。事件処理をご依頼いただいた場合も、本来ご依頼者様がご負担されなければならなかった実費については、やはりご依頼者様にご負担いただく必要があります。弊所では、ご依頼をいただく際、あらかじめ見込まれる実費についてご説明し、この実費相当額をお預けいただく（予納預り金）ことにしています。予納預り金の目安は、おおむね、3万円～10万円（事案の内容に応じて決定）です。不足が生じた場合は、あらためてご説明の上、追加予納をいただくこともあります。

これは「お預かり」するお金です。最終的に事件が解決した時点で、実際に要した費用を差し引いて返還いたします。

豊前総合法律事務所 顧問料月額とサービス内容

【顧問契約のメリット】

- 1 企業・事業の内容は千差万別です。日頃のお付き合いを通し、内情を深く理解した弁護士が、有事の際、迅速・的確に対応することが期待できます。
- 2 保険のように、平時は恩恵を感じないかもしれませんが、有事の際に力強い存在になることが期待できます。
- 3 顧問料は税務上の経費になります。

サポート内容	3万円プラン (33,000円 税込)	5万円プラン (55,000円 税込)	10万円プラン (110,000円 税込)
弁護士稼働時間上限	2h	5h	10h
メール相談	8往復まで	15往復まで	無制限
電話相談	1h	3h	10h
事務所での相談	×	○	○
訪問対応	×	×	○（月1回）
HP上に顧問弁護士としての掲載	×	○	○
社員から相談	×	○	○
※ ₂ 契約書・法律文書の作成・チェック	×	○	○
書面作成・個別紛争の対応 ※ ₃ 労働審判・労働組合・訴訟対応	○	○	○
内容証明郵便作成・書面作成 相手方との直接交渉	×	○	○
着手金割引	9割	8割	6割

※1 簡易な通知書や連絡文などの法律文書を作成いたします。
(特例法や行政運用などの法律調査分析が不要なもの。2枚以下、英文書を含まず。)

※2 簡易な相手方の直接交渉とは、関係者との多少のやり取りで解決が見込まれるものを指します。
実稼働時間が顧問プランに定める月稼働時間を超過した場合、別途追加費用をいただくことがあります。

※3 代理活動を顧問契約の範囲内でお引き受けすることは難しいため、ご了承ください。
別途追加スポット案件として費用を請求させていただくことになります。

これらを基本としつつ、御社との個別協議により内容を決定させていただきます。

豊前総合法律事務所 士業向けプラン 顧問料

【顧問契約のメリット】

1. なかなか相談相手がない先生方に対するリーガルサポートです。
ともすれば、孤独な中で対応しなければならない士業にとって、
強い味方となり得ます。
2. 先生方自身の顧客に対し無料法律相談を実施することができますので
先生方自身の顧客に対するサービスの質が上がります。
ひいては、これを顧問先へのアピールポイントにもできるでしょう。
3. 顧問料は税務上の経費になります。

サポート内容	3万円プラン (33,000円 税込)	5万円プラン (55,000円 税込)	10万円プラン (110,000円 税込)
弁護士稼働時間上限	2h	5h	10h
メール相談	8往復まで	15往復まで	無制限
電話相談	1h	3h	10h
事務所での相談	×	○	○
訪問対応	×	×	○（月1回）
HP上に顧問弁護士としての掲載	×	○	○
社員から相談	×	○	○
※ ₂ 契約書・法律文書の作成・チェック	×	○	○
書面作成・個別紛争の対応 ※ ₃ 労働審判・労働組合・訴訟対応	○	○	○
内容証明郵便作成・書面作成 相手方との直接交渉	×	○	○
着手金割引	9割	8割	6割

※ 相談時間内に助言・手直しできるものであれば、書面作成やリーガルチェックもできます。

別途、相応の作業が必要になる場合、顧問料の範囲外とさせていただきます。⁸
基本的に、別途の委任契約をいただく必要があります。ご注意ください。

豊前総合法律事務所 債権回収特化プラン

【顧問契約のメリット】

- 1 継続的な小口取引を行う企業にとって、不払い問題には非常に頭を悩ましているはずです。しかし、小口取引ゆえ、債権回収のため継続的に弁護士費用を支出すると、費用対効果が得られません。そこで、定型的にできる督促・内容証明郵便送付をできる限り低額の顧問料で提供できるプランを作成しました。弁護士介入により支払いが促されることが期待できます。
- 2 きちんとした債権回収対応ができることで、「あの企業はゴネれば踏み倒せる」などといった悪評を撒き散らされるリスク（レピュテーションリスク）を低くすることができます。
- 3 顧問料は税務上の経費になります。

サポート内容 (債権回収業務に限る)	2万円プラン (22,000円 税込)
弁護士稼働時間上限	2h
電話相談	1h
メール相談	8往復まで
訪問／事務所での相談	○
HP上に顧問弁護士としての掲載	○ (事前に許可を得てください)
督促上作成・送付 内容証明郵便作成・送付 ※ 1	3通まで (実費は顧問依頼者負担) (回収額が3万円を超えたら成功報酬 1 割)
簡易な相手方との直接交渉 ※ 2	1件まで (回収額が3万円を超えたら成功報酬 1 割)
債権回収訴訟提起の際の 弁護士報酬割引 ※ 3	2割

※ 1 請求ができることに争いがなく、あくまで定型的にできる督促・内容証明郵便に限られます。そもそも請求権の発生そのものに争いがある場合など、事案が複雑な場合は、別途の対応を考える必要があります。

※ 2 簡易な相手方の直接交渉とは、関係者との多少のやり取りで解決が見込まれるものを指します。実稼働時間が顧問プランに定める月稼働時間を超過した場合、別途追加費用をいただくことがあります。

※ 3 代理活動を顧問契約の範囲内でお引き受けすることは難しいため、ご了承ください。別途追加スポット案件として費用を請求させていただくことになります。



離婚サポートメニュー

当事務所では、手続きの各段階と、ご依頼者様のご意向により、柔軟な対応ができるよう、以下のとおり、各種メニューを用意させていただいております。

	相談時	協議中	調停中	提訴中	離婚後
自分で進めたい	相談料	相談料			
		バックアッププラン			
		協議書作成			
弁護士に任せたい		協議代理	調停代理	訴訟代理	強制執行
					アフターケア



相談料

初回 5500円(税込)／1時間

まずは、その悩み、お聴かせください。5,500円(税抜価格5,000円、税500円)／30分の料金設定が多いなか、弊所は、「じっくりお聴きしたい」「ご依頼者様もまずは聴いてほしいはずだ」という思いから、**初回相談を5,500円(税抜価格5,000円、税500円)／1時間とさせていただきます。**ご依頼者様のなかには、終始時間を気にし、気が急くばかりで、十分な話ができなかったと感じられる方もおられたようです。こうした経験を踏まえた料金設定をさせていただきます。



バックアッププラン

メール・電話・面談

33,000円(税込)／1か月

or

88,000円(税込)／3か月

弊所は、基本的に、メールや電話での相談はお受けしていません。事件に取り組むにあたって重要な信頼関係が築きにくい上、情報が制限されて、的確なアドバイス等ができない可能性が高くなるからです。

しかし、こと離婚案件においては、「夫(妻)と自分で話をしたいけど、うまく話せるか不安」「話合いが進んでいるが、これでいいのか不安」「費用もかかるし、調停までは自分でやりたいけど、丸め込まれるようなことは避けたい」…などなど、基本は自分で対応することを前提に、しかし、疑問に思ったことをすぐに相談できる相手は欲しいというニーズが、相当数あるようです。

弊所は、こうしたニーズに応えるため、**委任契約時、あらかじめ前提事項等は聴き取りをさせていただきます、一定の信頼関係を築いた上で、随時、メール・電話・面談での相談を無制限で受け付けるというサービスを設けることにしました。**詳しくはお問合せください。



協議書作成

作業	手数料
当事者間にて作成	11万円 (税抜価格10万円、税1万円)
公正証書にて作成	16万5千円 (税抜価格15万円、税1万5千円) ※公証人に支払う手数料は別途

なお、年金分割の認証手続きのみで済む場合は、手数料5万5千円(税抜価格5万円、税5千円)(公証人に支払う手数料は別途)でお受けすることができます。

当事者間で協議は整ったが、きちんと書面にしておかなければ不安。でも、どう書いたらいいかわからない…。このようなケースも多数お見かけします。

協議書は、協議の成果、ひいては「これまで」・「これからの」集大成といえます。しっかりとしたカタチで残しておきたいと思うのは当然のこと。また、書面に起こしていく中で、話し合いが足りなかった部分に気付いたりなどといったこともしばしば。協議書作成には、協議結果をきちんと反映させるという側面に加え、必要事項のチェック機能もあります。

「協議はまとまったけど、相手方が実行してくれるか不安」などといったお悩みも多いです。適切な公正証書にしておけば、養育費などの支払いが滞っても、いざというとき、裁判を起こさずに、相手方の財産(給与や預金など)を差し押さえることができるようになります。

書面作成のみでもお受けすることは可能ですので、まずはお問合せください。



協議・調停・訴訟等 代理

弁護士に任せて話し合い(協議・調停)をしたい、裁判所に判断を求める審判申立てや訴訟提起したいという場合は、以下のとおりです。

離婚事件の基本対応

離婚事件は、離婚原因、親権、養育費、面会交流、財産分与、(離婚)慰謝料、年金分割など多数の項目を検討しなければなりません。あわせて婚姻費用分担調停・審判申立てをすることも検討する必要があります。

ご依頼いただく場合、これらの項目については、以下の要領で、トータル・サポートさせていただきます。

財産分与、慰謝料などの財産給付を伴わず、子の親権の争いを含まない事件の着手・成功報酬金
(＝離婚の可否のみが問題となるような事案の着手・成功報酬金。以下「基本形」といいます。)

交渉事件	着手金	22万円～55万円 (税抜価格20万円、税2万円～税抜価格50万円、税5万円)
	成功報酬金	33万円～66万円 (税抜価格30万円、税3万円～税抜価格60万円、税6万円)
調停事件	着手金	33万円～66万円 (税抜価格30万円、税3万円～税抜価格60万円、税6万円)
	成功報酬金	33万円～66万円 (税抜価格30万円、税3万円～税抜価格60万円、税6万円)
離婚訴訟事件	着手金	44万円～66万円 (税抜価格40万円、税4万円～税抜価格60万円、税6万円)
	成功報酬金	44万円～66万円 (税抜価格40万円、税4万円～税抜価格60万円、税6万円)

財産分与、慰謝料などの財産給付を伴う事件の着手・成功報酬金

基本形 ＋ 財産給付の額(請求額または給付額)を経済的利益として一般民事事件(訴訟事件)の基準により算定される着手・成功報酬金額

子の親権の争いを含む事件の着手・成功報酬金

基本形にそれぞれ22万円～33万円(税抜価格20万円、税2万円～税抜価格30万円、税3万円)を加算した額

面会交流調停・審判申立事件対応も本プランに含まれますが、たとえば離婚は成立したが面会交流のみ合意に至らず、面会交流のみにつき別に相応の対応が必要になる場合などについては、追加で着手金をいただくことがあります。

離婚を伴わない付随問題対応

婚姻費用分担調停・審判 養育費調停・審判	
婚姻費用・養育費の2年間分を経済的利益として、 <u>一般民事事件(訴訟事件)の基準</u> により算定される着手金・成功報酬金額	
面会交流調停・審判	
着手金	22万円～44万円 (税抜価格20万円、税2万円～税抜価格40万円、税4万円)
成功報酬金	22万円～44万円 (税抜価格20万円、税2万円～税抜価格40万円、税4万円)
財産分与調停・審判	
財産給付の額(請求額または給付額)を経済的利益として <u>一般民事事件(訴訟事件)の基準</u> により算定される着手金・成功報酬金額 ただし、着手金・成功報酬金、それぞれ11万円(税抜価格10万円、税1万円)が最低額	
年金分割調停・審判	
着手金	11万円 (税抜価格10万円、税1万円)
成功報酬金	11万円 (税抜価格10万円、税1万円)

子の引渡し

監護者指定・子の引渡し調停・審判

親権者指定／変更調停・審判

人身保護請求

たとえば、相手方配偶者が子どもを連れて出て行ってしまったが、どうしても親権がほしいという場合、非監護親は、まずは子どもの監護権を取得し、自分の手元で子どもを育てる状態にしておかなければ、親権を取得することが困難です。裁判所が、子どもの環境を変えるのはよくないという「継続性の原則」を重視する傾向にあるからです。望まぬ子の奪い合いになってしまい、つらい闘いを強いられることもあります。子どもの福祉を考えながら、弁護士が迅速・的確な処理をサポートすることができます。

着手金	44万円～66万円 (税抜価格40万円、税4万円～税抜価格60万円、税6万円)
成功報酬金	44万円～66万円 (税抜価格40万円、税4万円～税抜価格60万円、税6万円)

以上には、保全処分を同時に行う場合の費用も含まれます。子どもの引渡しに関し、幅広く柔軟に対応できるプランです。

慰謝料請求

日本の法制上、不貞をした配偶者はもちろん、その不貞相手に対しても、**慰謝料を請求することが認められています**。恋愛は自由だなどといった言い分は通りません。請求の手段、内容、立証などを検討し、相手方と直接の接触を避けて解決できるよう配慮しながら、できる限り早期かつ高額な支払いを認めてもらえるようつとめます。**婚約や内縁の不当破棄の問題**についても、相手方に対する慰謝料請求を検討できます。あなたのその請求、弁護士が全力でサポートいたします。

請求書作成(書面作成援助)	
手数料	2万2千円～4万4千円 (税抜価格2万円、税2千円～税抜価格4万円、税4千円)
内容証明郵便作成	
手数料(弁護士名なし)	3万3千円～5万5千円 (税抜価格3万円、税3千円～税抜価格5万円、税5千円)
手数料(弁護士名あり)	5万5千円～8万8千円 (税抜価格5万円、税5千円～税抜価格8万円、税8千円)

示談交渉、民事調停、訴訟提起

以下のとおり、一般民事事件(訴訟事件)の基準により算定される着手金・成功報酬金額と同様です。

経済的利益の額	着手金	成功報酬金
300万円以下の部分	8.8% (税抜価格8%)	17.6% (税抜価格16%)
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5% (税抜価格5%)	11% (税抜価格10%)
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3% (税抜価格3%)	6.6% (税抜価格6%)
3億円を超える部分	2.2% (税抜価格2%)	4.4% (税抜価格4%)

示談交渉、民事調停は、訴訟ほど厳格な手続ではないことなどを考慮し、減額した金額とさせていただきます。

一方、民事調停は、話し合いにきわめて長時間をついやすことになるため、こうした特別の事情をご考慮いただき、日当などをお支払いいただくことがあります。

DV保護命令申立て

相手方配偶者等からの身体への暴力を防ぐため、裁判所が相手方配偶者等に対し、申立人に近寄らないよう命じる手続です。DV事案においては、なによりもまずご依頼者様の安全を確保することが最優先です。相手方に慰謝料請求をするにあたっての前提として裁判所が保護命令したことを強く考慮いただける場合もあります。

着手金	22万円～44万円 (税抜価格20万円、税2万円～税抜価格40万円、税4万円)
成功報酬金	22万円～44万円 (税抜価格20万円、税2万円～税抜価格40万円、税4万円)



アフターケア

協議・調停・審判・訴訟が終わっても、それで終わりではありません。人が生きていく以上、さまざまな問題が発生します。今後の生活設計についての不安もあるでしょう。離婚に付随する以下の問題についても、最後までしっかりサポートいたします。

子の氏の変更許可申立て	
手数料	5万5千円 (税抜価格5万円、税5千円)

離婚事件につきご依頼いただきました場合、戸籍への届出、復氏の手続、社会保険関係の処理、生活設計に関する助言などについても、離婚事件に付随するものとして、ワンストップで対応させていただいております。



債権回収・強制執行

相手方が調停・審判等で定めた取決めを守らないときには、家庭裁判所に対して履行勧告の申出をすると、家庭裁判所では、相手方に取決めを守るように説得したり、勧告したりしてくれます。それでも履行しようとしらない場合、強制的な手段に訴えるしかありません。

養育費など財産給付に関するものについては、給与や預金の差押えなどで対応します。面会交流については、そもそも条項の定め方によっては強制が難しい場合がありますが、間接強制（履行しない限り裁判所が制裁金を課すことによって、相手方を心理的に強制し履行させる方法）を検討します。子の引渡しに関しては、子の年齢・意思によってかなり難しい問題がありますが、直接強制・間接強制につき検討します。いずれも、弁護士が全力でサポートいたします。

債権（給与など）差押命令申立て	
着手金	<u>一般民事事件の基準</u> の55% (税抜価格50%、税5%)
成功報酬金	<u>一般民事事件の基準</u> の27.5% (税抜価格25%、税2.5%)
ただし、いずれも11万円(税抜価格10万円、税1万円)が最低額	
面会交流の間接強制の申立て	
着手金	11万円 (税抜価格10万円、税1万円)
成功報酬金	11万円 (税抜価格10万円、税1万円)
子の引渡し強制執行申立て	
着手金	22万円 (税抜価格20万円、税2万円)
成功報酬金	22万円 (税抜価格20万円、税2万円)
ただし、直接強制の場合、執行官に支払う費用は別途	



ホームロイヤー契約

ホームロイヤー契約とは、会社の顧問弁護士のような個人の顧問弁護士（かかりつけの弁護士）のことです。

日常のあらゆる相談を受け付けながら、定期的に連絡や面談を行い、判断能力の低下や家族状況、健康状態まで気を配るというものです。

ホームロイヤー 3つのメニュー

見守り 契約	①1か月又は2か月に1回の安否確認 ②1か月あたり1時間程度の法律相談 ③入院など緊急時の医療機関への支払代行
財産管理 契約	ご依頼者様の方の印鑑や預金通帳などをホームロイヤーがお預かりし、預金や年金の管理。各種支払いなどの財産管理をご依頼者様に代わって行います。
任意後見 契約	将来、依頼者の方の判断能力が不十分になった場合に、予め指定したホームロイヤーに任意後見人として財産管理を行ってもらう契約になります。

個人顧問料月額 1万1千円(税込)～

資産状況や予測される相談回数などを考慮の上、決定します。

相続後

遺産分割協議・調停・審判

着手金	44万円 (税抜価格40万円、税4万円)
成功報酬金	得られた遺産の11% (税抜価格10%、税1%)

遺産分割を受任する場合、当初、遺産の全容がわかっていないことがほとんどです。受任後、調査によって、徐々に明らかになるでしょう。着手金を、わかっていない遺産の金額をベースに計算すると、いくらになるか不安で、ご依頼ができないかもしれません。弊所は、そんな不安を払しょくするため、遺産分割の際の着手金は、一律44万円（税抜価格40万円、税4万円）とさせていただくことにしました。

相続放棄

申立手数料	1件につき9万9千円 (税抜価格9万円、税9千円) ※2人目からは6万6千円 (税抜価格6万円、税6千円)
-------	--

限定承認

申立手数料	16万5千円 (税抜価格15万円、税1万5千円)
-------	-----------------------------

※裁判所への予納金は別途かかります。

※相続財産管理人の費用などは別途かかります。

※実費は別途かかります。

遺言執行

基本 (経済的な利益の額が)	300万円以下の場合	33万円 (税抜価格30万円)
	300万円を超え、3000万以下の場合	2.2%+26万4千円 (税抜価格2%+税抜価格24万円)
	3000万円を超え、3億円以下の場合	1.1%+59万4千円 (税抜価格1%+税抜価格54万円)
	3億円を超える場合	0.55%+224万4千円 (税抜価格0.5%+税抜価格204万円)
特に複雑又は、 特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額	
遺言執行に 裁判手続きを 要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士報酬を請求できる	

遺留分減殺請求／遺留分侵害額請求

一般民事事件は、基本的に、経済的利益の額を基準として、以下のとおり算定しています。この基準に従います。

経済的利益の額	着手金	成功報酬金
300万円以下の部分	8.8% (税抜価格8%)	17.6% (税抜価格16%)
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5% (税抜価格5%)	11% (税抜価格10%)
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3% (税抜価格3%)	6.6% (税抜価格6%)
3億円を超える部分	2.2% (税抜価格2%)	4.4% (税抜価格4%)

特別寄与料請求

一般民事事件の基準と同様です。

遺産遣込みを原因とする不当利得返還等請求

一般民事事件の基準と同様です。



相続前

成年後見申立て

申立手数料	22万円 (税抜価格20万円、税2万円)
-------	-------------------------

弁護士を候補者とする場合、手数料5万5千円(税抜価格5万円、税5千円)を付加します。

財産管理契約・任意後見契約・尊厳死宣言・死後事務委任契約 公正証書作成

手数料	1件につき5万5千円 (税抜価格5万円、税5千円)
-----	------------------------------

※公証人に支払う手数料は別途かかります。

遺言書作成

手数料	1件につき11万円～ (税抜価格10万円、税1万円)
-----	-------------------------------

公正証書化する場合、手数料5万5千円(税抜価格5万円、税5千円)を付加します。

※公正証書遺言の場合、公証人に支払う手数料は別途かかります。

遺言信託

遺言書作成、遺言執行などは、別途の費用をいただきます。

遺言書の保管については、年間保管手数料2万2千円(税抜価格2万円、税2千円)をいただきます。

民事信託

オーダーメイドでスキームを構築して、これを実行するという作業は、かなり個別性の高い作業になります。

ご相談いただいた上、事案ごとにお見積りをさせていただくことになります。

事業承継

会社・事業の規模等にも左右され、個別具体的な事案によると言わざるを得ません。ご相談いただいた上、お見積りをさせていただくことになります。

数年間の準備期間を要し、継続的アドバイス及び業務が必要となるため、顧問契約形態にて対応することもあります。

本書本文に記載のない事件類型については、（旧）日本弁護士連合会報酬基準（以下「旧基準」といいます。）によることとします。

本書本文の料金体系と旧基準が抵触する場合、本書本文の基準が優先することとします。

旧基準については「別紙１・（旧）日本弁護士連合会報酬基準」をご参照ください。

本書本文・旧基準のいずれにもおける一般民事事件の報酬の速算については「別紙２・（旧）日弁連報酬等基準速算表（着手金・報酬金の標準額）」をご参照ください。

(旧) 日本弁護士連合会弁護士報酬基準

法律相談等

民事事件

1. 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件
2. 調停事件及び示談交渉事件
3. 契約締結交渉
4. 督促手続事件
5. 離婚事件
6. 保全命令申立事件等
7. 民事執行事件
- 8－1. 破産・会社整理・特別清算，会社更生の申立事件
- 8－2. 民事再生事件
9. 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件

刑事事件

1. 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件
2. 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件
3. 告訴・告発・検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続

裁判外の手数料

1. 契約書類及びこれに準ずる書類の作成
2. 内容証明郵便作成
3. 遺言書作成
4. 遺言執行
5. 任意後見及び財産管理・身上監護

その他

1. 顧問料
2. 日当

備考

法律相談等

報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示
初回市民法律相談料	30 分ごとに5,500円から11,000円の範囲内の一定額
一般法律相談料	30 分ごとに5,500円から27,500 円以下 (専門 の場合)

民事事件

1. 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁 事件

報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示	備考
着手金	事件の経済的利益の額が300万円以下の場合 8.8% 300 万円を超え3000万円以下の場合 5.5%+9万9千円 3000 万円を超え3億円以下の場合 3.3%+75万9千円 3億円を超える場合 2.2%+405万9千円 ※着手金の最低額は11万円	①
報酬金	事件の経済的利益の額が300万円以下の場合 17.6% 300 万円を超え3000万円以下の場合 11%+19万8千円 3000 万円を超え3億円以下の場合 6.6%+151万8千円 3億円を超える場合 4.4%+811万8千円	

2. 調停事件及び示談交渉事件

報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示	備考
着手金 報酬金	1 に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※示談交渉から調停，示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は， 1 の2分の1 ※着手金の最低額は11万円	①

3. 契約締結交渉

報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示	備考
着手金	事件の経済的利益の額が300万円以下の場合 2.2% 300万円を超え3000万円以下の場合 1.1%+3万3千円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.55%+19万8千円 3億円を超える場合 0.33%+85万8千円 ※着手金の最低額は11万円	①
報酬金	事件の経済的利益の額が300万円以下の場合 4.4% 300万円を超え3000万円以下の場合 2.2%+6万6千円 3000万円を超え3億円以下の場合 1.1%+39万6千円 3億円を超える場合 0.66%+171万6千円	

4. 督促手続事件

報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示	備考
着手金	事件の経済的利益の額が300万円以下の場合 2.2% 300万円を超え3000万円以下の場合 1.1%+3万3千円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.55%+19万8千円 3億円を超える場合 0.33%+85万8千円 ※訴訟に移行したときの着手金は、1の額と上記の額の差額とする。 ※着手金の最低額は5万5千円	①
報酬金	1の額の2分の1 ※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。	

5. 離婚事件

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示	備考
調停事件 交渉事件	着手金 報酬金	それぞれ22万円から55万円の範囲内の額 ※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	①
訴訟事件	着手金 報酬金	それぞれ33万円から66万円の範囲内の額 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	

6. 保全命令申立事件等

報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示	
着手金	1の着手金の額の2分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2 ※着手金の最低額は11万円	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。
報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たとき 1の報酬金の額の3分の1 本案の目的を達したとき 1の報酬金に準じて受けることができる。	

7. 民事執行事件

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示	
民事執行事件	着手金	1の着手金の額の2分の1	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。 この場合の着手金は、1の3分の1
	報酬金	1の報酬金の額の4分の1	
執行停止事件	着手金	1の着手金の額の2分の1	※着手金の最低額は5万5千円
	報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の4分の1	

8-1. 破産・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件

報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示	
着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者の自己破産 55万円以上 (2)非事業者の自己破産 22万円以上 (3)自己破産以外の破産 55万円以上 (4)会社整理 110万円以上 (5)特別清算 110万円以上 (6)会社更生 220万円以上	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の着手金は左の着手金の2分の1、報酬金は左の報酬金の算定方法を準用する。
報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する） ただし、前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。	

8－2．民事再生事件

報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示	
着手金	資本金，資産及び負債の額，関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ，それぞれ次に掲げる額 (1)事業者 110万円以上 (2)非事業者 33万円以上 (1)小規模個人及び給与所得者等 22万円以上	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※ 民事再生法235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は，左の着手金
執務報酬	再生手続開始決定を受けた後，民事再生手続が終了するまでの執務の対価として，協議により，執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で，月額で定める報酬を受けることができる。	(2)，(3)の2分の1，報酬金は，左の報酬
報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は，弁済額，免除債権額，延払いによる利益，及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお，具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。） ただし，再生計画認可決定を受けたときに限り受けることができる。	金の算定方法を準用する。

9. 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件

報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示	
着手金	1の着手金の額の3分の2の額	※審尋又は口頭審理等を経たときは、1に準ずる。
報酬金	1の報酬金の額の2分の1の額	※着手金の最低額は11万円

刑事事件

1. 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件

報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示			備考
着手金	それぞれ22万円から55万円の範囲内の額			②
報酬金	起訴前	不起訴	22万円から55万円の範囲内の額	
		求略式命令	上記の額を超えない額	
	起訴後	刑の執行猶予	22万円から55万円の範囲内の額	
		求刑された刑が軽減された場合	上記の額を超えない額	

2. 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件

報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示			備考
着手金	それぞれ22万円から55万円の範囲内額の一定額以上			②
報酬金	起訴前	不起訴	それぞれ22万円から55万円の範囲内額の一定額以上	
		求略式命令	それぞれ22万円から55万円の範囲内額の一定額以上	
	起訴後	無罪	55万円を最低額とする一定額以上	
		刑の執行猶予	22万円から55万円の範囲内の一定額以上	
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額	
		検察官上訴が棄却された場合	22万円から55万円の範囲内の一定額以上	

3. 告訴・告発・検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続

報酬の種類	弁護士報酬の額 全て税込表示
着手金	1 件につき11 万円以上
報酬金	依頼者との協議により受けることができる。

裁判外の手数料

1. 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

分 類		弁護士報酬の額（手数料の額） 全て税込表示
定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万5千円から11万円の範囲内の額
	経済的利益の額が1000万円以上 1億円未満のもの	11万円から33万円の範囲内の額
	経済的利益の額が1億円以上のもの	33万円以上
非定型	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 11万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1.1%+7万7千円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.33%+30万8千円 3億円を超える場合 0.11%+96万8千円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
公正証書にする場合		上記の手数料に3万3千円を加算する。

2. 内容証明郵便作成

分 類		弁護士報酬の額（手数料の額）
弁護士の 名の表示 なし	基本	1万1千円から3万3千円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊な事情がある 場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
弁護士の 表示あり	基本	3万3千円から5万5千円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊な事情がある 場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

3. 遺言書作成

分 類		弁護士報酬の額（手数料の額） 全て税込表示
定型		11 万円から22 万円の範囲内の額
非定型	基本	経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 22 万円 300 万円を超え3000 万円以下の場合 1.1%+18万7千円 3000 万円を超え3 億円以下の場合 0.33%+41万8千円 3 億円を超える場合 0.11%+107万8千円
	特に複雑又は特殊な事情がある 場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万3千円を加算する。

4. 遺言執行

分 類	弁護士報酬の額（手数料の額） 全て税込表示
基本	経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 33 万円 300 万円を超え3000 万円以下の場合 2.2%+26万4千円 3000 万円を超え3 億円以下の場合 1.1%+59万4千円 3 億円を超える場合 0.55%+224万4千円
特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額
遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。

5. 任意後見及び財産管理・身上監護

- (1) 契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他（依頼者の財産管理または身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料1を準用する。
- (2) 契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬
- (イ) 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合
...月額5,500円から5万5千円（税込）の範囲内
- (ロ) 上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合
...月額3万3千円から11万円（税込）の範囲内
ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受け取ることができる。
- (3) 契約締結、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪
問して面談する場合の手数料
1回あたり5,500円から3万3千円（税込）の範囲内

その他

1. 顧問料

区分	弁護士報酬の額	全て税込表示
事業者の場合	月額5万5千円以上	
非事業者の場合	年額6万6千円（月額5,500円）以上	

2. 日当

区分	弁護士報酬の額	全て税込表示	備考
半日	3万3千円以上 5万5千円以下		③
一日	5万5千円以上 11万円以下		

備考

- ① 特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

算定可能な場合の算定基準

- イ 金銭債権 債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
- ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額
- ハ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額
- ホ 所有権 対象たる物の時価相当額
- ヘ 占有権、地上権、永小作権、賃貸権及び使用借権
対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額
- ト 建物についての所有権に関する事件
建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1の額を加算した額
建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件
「ヘ」にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額
- リ 担保権被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- ヌ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ、ヘ、チ及びリに準じた額
- ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- オ 共有物分割請求事件対象となる特分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は特分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は特分の額
- ワ 遺産分割請求事件対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割に対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額
- カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額
- ヨ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）

算定不能な場合の算定基準

880万円（税込）とする。ただし、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。

経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。

- ② 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は頻雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公開法廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。

同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは1の着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。

検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつ

たときの報酬金は、費やした時間・執務量を考慮したうえで、1による。

- ③ 半日（往復2時間を超え4時間まで）
一日（往復4時間を超える場合）

(旧)日弁連報酬等基準速算表（着手金・報酬金の標準額）

経済的利益の額（A）が300万円以下のとき着手金

 $(A) \times 8.8\%$ 税込

報酬金

 $(A) \times 17.6\%$ 税込

経済的利益 の価額 (千円)	着 手 金		報 酬	
	標準額 (千円)	増減許容額 (円)	標準額 (千円)	増減許容額 (円)
200	110 (100 税抜)		35.2 (32 税抜)	24,640～45,760 (22,400～41,600 税抜)
400	110 (100 税抜)		70.4 (64 税抜)	49,280～91,520 (44,800～83,200 税抜)
600	110 (100 税抜)		105.6 (96 税抜)	73,920～137,280 (67,200～124,800 税抜)
800	110 (100 税抜)		140.8 (128 税抜)	98,560～183,040 (89,600～166,400 税抜)
1,000	110 (100 税抜)	110,000～114,400 (100,000～104,000 税抜)	176 (160 税抜)	123,200～228,800 (112,000～208,000 税抜)
1,200	110 (100 税抜)	110,000～137,280 (100,000～124,800 税抜)	211.2 (192 税抜)	147,840～274,560 (134,400～249,600 税抜)
1,250	110 (100 税抜)	110,000～143,000 (100,000～130,000 税抜)	220 (200 税抜)	154,000～286,000 (140,000～260,000 税抜)
1,400	123.2 (112 税抜)	110,000～160,160 (100,000～145,600 税抜)	246.4 (224 税抜)	172,480～320,320 (156,800～291,200 税抜)
1,600	140.8 (128 税抜)	110,000～183,040 (100,000～166,400 税抜)	281.6 (256 税抜)	197,120～366,080 (179,200～332,800 税抜)
1,800	158.4 (144 税抜)	110,880～205,920 (100,800～187,200 税抜)	316.8 (288 税抜)	221,760～411,840 (201,600～374,400 税抜)
2,000	176 (160 税抜)	123,200～228,800 (112,000～208,000 税抜)	352 (320 税抜)	246,400～457,600 (224,000～416,000 税抜)
2,200	193.6 (176 税抜)	135,520～251,680 (123,200～228,800 税抜)	387.2 (352 税抜)	271,040～503,360 (246,400～457,600 税抜)
2,400	211.2 (192 税抜)	147,840～274,560 (134,400～249,600 税抜)	422.4 (384 税抜)	295,680～549,120 (268,800～499,200 税抜)
2,600	228.8 (208 税抜)	160,160～297,440 (145,600～270,400 税抜)	457.6 (416 税抜)	320,320～594,880 (291,200～540,800 税抜)
2,800	246.4 (224 税抜)	172,480～320,320 (156,800～291,200 税抜)	492.8 (448 税抜)	344,960～640,640 (313,600～582,400 税抜)
3,000	264 (240 税抜)	184,800～343,200 (168,000～312,000 税抜)	528 (480 税抜)	369,600～686,400 (336,000～624,000 税抜)

経済的利益の額 (A) が300万円ないし3000万円するとき

着手金

(A)×5.5% + 9万9千円 税込

報酬金

(A)×11% + 19万8千円 税込

	税込 (税抜)	税込 (税抜)	税込 (税抜)	税込 (税抜)
3,500	291.5 (265 税抜)	204,050~378,950 (185,500~344,500 税抜)	583 (530 税抜)	408,100~757,900 (371,000~689,000 税抜)
4,000	319 (290 税抜)	223,300~414,700 (203,000~377,000 税抜)	638 (580 税抜)	446,600~829,400 (406,000~754,000 税抜)
4,500	346.5 (315 税抜)	242,550~450,450 (220,500~409,500 税抜)	693 (630 税抜)	485,100~900,900 (441,000~819,000 税抜)
5,000	374 (340 税抜)	261,800~486,200 (238,000~442,000 税抜)	748 (680 税抜)	523,600~972,400 (476,000~884,000 税抜)
5,500	401.5 (365 税抜)	281,050~521,950 (255,500~474,500 税抜)	803 (730 税抜)	562,100~1,043,900 (511,000~949,000 税抜)
6,000	429 (390 税抜)	300,300~557,700 (273,000~507,000 税抜)	858 (780 税抜)	600,600~1,115,400 (546,000~1,014,000 税抜)
6,500	456.5 (415 税抜)	319,550~593,450 (290,500~539,500 税抜)	913 (830 税抜)	639,100~1,186,900 (581,000~1,079,000 税抜)
7,000	484 (440 税抜)	338,800~629,200 (308,000~572,000 税抜)	968 (880 税抜)	677,600~1,258,400 (616,000~1,144,000 税抜)
7,500	511.5 (465 税抜)	358,050~664,950 (325,500~604,500 税抜)	1,023 (930 税抜)	716,100~1,329,900 (651,000~1,209,000 税抜)
8,000	539 (490 税抜)	377,300~700,700 (343,000~637,000 税抜)	1,078 (980 税抜)	754,600~1,401,400 (686,000~1,274,000 税抜)
8,500	566.5 (515 税抜)	396,550~736,450 (360,500~669,500 税抜)	1,133 (1,030 税抜)	793,100~1,472,900 (721,000~1,339,000 税抜)
9,000	594 (540 税抜)	415,800~772,200 (378,000~702,000 税抜)	1,188 (1,080 税抜)	831,600~1,544,400 (756,000~1,404,000 税抜)
9,500	621.5 (565 税抜)	435,050~807,950 (395,500~734,500 税抜)	1,243 (1,130 税抜)	870,100~1,615,900 (791,000~1,469,000 税抜)
10,000	649 (590 税抜)	454,300~843,700 (413,000~767,000 税抜)	1,298 (1,180 税抜)	908,600~1,687,400 (826,000~1,534,000 税抜)
11,000	704 (640 税抜)	492,800~915,200 (448,000~832,000 税抜)	1,408 (1,280 税抜)	985,600~1,830,400 (896,000~1,664,000 税抜)
12,000	759 (690 税抜)	531,300~986,700 (483,00~897,000 税抜)	1,518 (1,380 税抜)	1,062,600~1,973,400 (966,000~1,794,000 税抜)
13,000	814 (740 税抜)	569,800~1,058,200 (518,000~962,000 税抜)	1,628 (1,480 税抜)	1,139,600~2,116,400 (1,036,000~1,924,000 税抜)
14,000	869 (790 税抜)	608,300~1,129,700 (553,000~1,027,000 税抜)	1,738 (1,580 税抜)	1,216,600~2,259,400 (1,106,000~2,054,000 税抜)
15,000	924 (840 税抜)	646,800~1,201,200 (588,000~1,092,000 税抜)	1,848 (1,680 税抜)	1,293,600~2,402,400 (1,176,000~2,184,000 税抜)
16,000	979 (890 税抜)	685,300~1,272,700 (623,000~1,157,000 税抜)	1,958 (1,780 税抜)	1,370,600~2,545,400 (1,246,000~2,314,000 税抜)
17,000	1,034 (940 税抜)	723,800~1,344,200 (658,000~1,222,000 税抜)	2,068 (1,880 税抜)	1,447,600~2,688,400 (1,316,000~2,444,000 税抜)
18,000	1,089 (990 税抜)	762,300~1,415,700 (693,000~1,287,000 税抜)	2,178 (1,980 税抜)	1,524,600~2,831,400 (1,386,000~2,574,000 税抜)
19,000	1,144 (1,040 税抜)	800,800~1,487,200 (728,000~1,352,000 税抜)	2,288 (2,080 税抜)	1,601,600~2,974,400 (1,456,000~2,704,000 税抜)
20,000	1,199 (1,090 税抜)	839,300~1,558,700 (763,000~1,417,000 税抜)	2,398 (2,180 税抜)	1,678,600~3,117,400 (1,526,000~2,834,000 税抜)
21,000	1,254 (1,140 税抜)	877,800~1,630,200 (798,000~1,482,000 税抜)	2,508 (2,280 税抜)	1,755,600~3,260,400 (1,596,000~2,964,000 税抜)
22,000	1,309 (1,190 税抜)	916,300~1,701,700 (833,000~1,547,000 税抜)	2,618 (2,380 税抜)	1,832,600~3,403,400 (1,666,000~3,094,000 税抜)
23,000	1,364 (1,240 税抜)	954,800~1,773,200 (868,000~1,612,000 税抜)	2,728 (2,480 税抜)	1,909,600~3,546,400 (1,736,000~3,224,000 税抜)
24,000	1,419 (1,290 税抜)	993,300~1,844,700 (903,000~1,677,000 税抜)	2,838 (2,580 税抜)	1,986,600~3,689,400 (1,806,000~3,354,000 税抜)
25,000	1,474 (1,340 税抜)	1,031,800~1,916,200 (938,000~1,742,000 税抜)	2,948 (2,680 税抜)	2,063,600~3,832,400 (1,876,000~3,484,000 税抜)
26,000	1,529 (1,390 税抜)	1,070,300~1,987,700 (973,000~1,807,000 税抜)	3,058 (2,780 税抜)	2,140,600~3,975,400 (1,946,000~3,614,000 税抜)
27,000	1,584 (1,440 税抜)	1,108,800~2,059,200 (1,008,000~1,872,000 税抜)	3,168 (2,880 税抜)	2,217,600~4,118,400 (2,016,000~3,744,000 税抜)
28,000	1,639 (1,490 税抜)	1,147,300~2,130,700 (1,043,000~1,937,000 税抜)	3,278 (2,980 税抜)	2,294,600~4,261,400 (2,086,000~3,874,000 税抜)
29,000	1,694 (1,540 税抜)	1,185,800~2,202,200 (1,078,000~2,002,000 税抜)	3,388 (3,080 税抜)	2,371,600~4,404,400 (2,156,000~4,004,000 税抜)
30,000	1,749 (1,590 税抜)	1,224,300~2,273,700 (1,113,000~2,067,000 税抜)	3,498 (3,180 税抜)	2,448,600~4,547,400 (2,226,000~4,134,000 税抜)

(旧)日弁連報酬等基準速算表（着手金・報酬金の標準額）

経済的利益の額（A）が3000万円以上のとき

着手金		(A)×3.3%+75万9千円 税込		報酬金		(A)×6.6%+151万8千円 税込	
	税込 (税抜)		税込 (税抜)		税込 (税抜)		税込 (税抜)
35,000	1914 (1,740)	1,339,800～2,488,200 (1,218,000～2,262,000)		3,828 (3,480)		2,679,600～4,976,400 (2,436,000～4,524,000)	
40,000	2079 (1,890)	1,455,300～2,702,700 (1,323,000～2,457,000)		4,158 (3,780)		2,910,600～5,405,400 (2,646,000～4,914,000)	
45,000	2244 (2,040)	1,570,800～2,917,200 (1,428,000～2,652,000)		4,488 (4,080)		3,141,600～5,834,400 (2,856,000～5,304,000)	
50,000	2409 (2,190)	1,686,300～3,131,700 (1,533,000～2,847,000)		4,818 (4,380)		3,372,600～6,263,400 (3,066,000～5,694,000)	
55,000	2574 (2,340)	1,801,800～3,346,200 (1,638,000～3,042,000)		5,148 (4,680)		3,603,600～6,692,400 (3,276,000～6,084,000)	
60,000	2739 (2,490)	1,917,300～3,560,700 (1,743,000～3,237,000)		5,478 (4,980)		3,834,600～7,121,400 (3,486,000～6,474,000)	
65,000	2904 (2,640)	2,032,800～3,775,200 (1,848,000～3,432,000)		5,808 (5,280)		4,065,600～7,550,400 (3,696,000～6,864,000)	
70,000	3069 (2,790)	2,148,300～3,989,700 (1,953,000～3,627,000)		6,138 (5,580)		4,296,600～7,979,400 (3,906,000～7,254,000)	
75,000	3234 (2,940)	2,263,800～4,204,200 (2,058,000～3,822,000)		6,468 (5,880)		4,527,600～8,408,400 (4,116,000～7,644,000)	
80,000	3399 (3,090)	2,379,300～4,418,700 (2,163,000～4,017,000)		6,798 (6,180)		4,758,600～8,837,400 (4,326,000～8,034,000)	
85,000	3564 (3,240)	2,494,800～4,633,200 (2,268,000～4,212,000)		7,128 (6,480)		4,989,600～9,266,400 (4,536,000～8,424,000)	
90,000	3729 (3,390)	2,610,300～4,847,700 (2,373,000～4,407,000)		7,458 (6,780)		5,220,600～9,695,400 (4,746,000～8,814,000)	
95,000	3894 (3,540)	2,725,800～5,062,200 (2,478,000～4,602,000)		7,788 (7,080)		5,451,600～10,124,400 (4,956,000～9,204,000)	
100,000	4059 (3,690)	2,841,300～5,276,700 (2,583,000～4,797,000)		8,118 (7,380)		5,682,600～10,553,400 (5,166,000～9,594,000)	
110,000	4389 (3,990)	3,072,300～5,705,700 (2,793,000～5,187,000)		8,778 (7,980)		6,144,600～11,411,400 (5,586,000～10,374,000)	
120,000	4719 (4,290)	3,303,300～6,134,700 (3,003,000～5,577,000)		9,438 (8,580)		6,606,600～12,269,400 (6,006,000～11,154,000)	
130,000	5049 (4,590)	3,534,300～6,563,700 (3,213,000～5,967,000)		10,098 (9,180)		7,068,600～13,127,400 (6,426,000～11,934,000)	
140,000	5379 (4,890)	3,765,300～6,992,700 (3,423,000～6,357,000)		10,758 (9,780)		7,530,600～13,985,400 (6,846,000～12,714,000)	
150,000	5709 (5,190)	3,996,300～7,421,700 (3,633,000～6,747,000)		11,418 (10,380)		7,992,600～14,843,400 (7,266,000～13,494,000)	
160,000	6039 (5,490)	4,227,300～7,850,700 (3,843,000～7,137,000)		12,078 (10,980)		8,454,600～15,701,400 (7,686,000～14,274,000)	
170,000	6369 (5,790)	4,458,300～8,279,700 (4,053,000～7,527,000)		12,738 (11,580)		8,916,600～16,559,400 (8,106,000～15,054,000)	
180,000	6699 (6,090)	4,689,300～8,708,700 (4,263,000～7,917,000)		13,398 (12,180)		9,378,600～17,417,400 (8,526,000～15,834,000)	
190,000	7029 (6,390)	4,920,300～9,137,700 (4,473,000～8,307,000)		14,058 (12,780)		9,840,600～18,275,400 (8,946,000～16,614,000)	
200,000	7359 (6,690)	5,151,300～9,566,700 (4,683,000～8,697,000)		14,718 (13,380)		10,302,600～19,133,400 (9,366,000～17,394,000)	

経済的利益の額 (A) が3億円以上のとき

着手金 (A)×2.2%+405万9千円 税込

報酬金 (A)×4.4%811万8千円 税込

	税込 (税抜)	税込 (税抜)	税込 (税抜)	税込 (税抜)
300,000	10,659 (9,690)	7,461,300～13,856,700 (6,783,000～12,597,000)	21,318 (19,380)	14,922,600～27,713,400 (13,566,000～25,194,000)
400,000	12,859 (11,690)	9,001,300～16,716,700 (8,183,000～15,197,000)	25,718 (23,380)	18,002,600～33,433,400 (16,366,000～30,394,000)
500,000	15,059 (13,690)	10,541,300～19,576,700 (9,583,000～17,797,000)	30,118 (27,380)	21,082,600～39,153,400 (19,166,000～35,594,000)
600,000	17,259 (15,690)	12,081,300～22,436,700 (10,983,000～20,397,000)	34,518 (31,380)	24,162,600～44,873,400 (21,966,000～40,794,000)
700,000	19,459 (17,690)	13,621,300～25,296,700 (12,383,000～22,997,000)	38,918 (35,380)	27,242,600～50,593,400 (24,766,000～45,994,000)
800,000	21,659 (19,690)	15,161,300～28,156,700 (13,783,000～25,597,000)	43,318 (39,380)	30,322,600～56,313,400 (27,566,000～51,194,000)
900,000	23,859 (21,690)	16,701,300～31,016,700 (15,183,000～28,197,000)	47,718 (43,380)	33,402,600～62,033,400 (30,366,000～56,394,000)
1,000,000	26,059 (23,690)	18,241,300～33,876,700 (16,583,000～30,797,000)	52,118 (47,380)	36,482,600～67,753,400 (33,166,000～61,594,000)
2,000,000	48,059 (43,690)	33,641,300～62,476,700 (30,583,000～56,797,000)	96,118 (87,380)	67,282,600～124,953,400 (61,166,000～113,594,000)
3,000,000	70,059 (63,690)	49,041,300～91,076,700 (44,583,000～82,797,000)	140,118 (127,380)	98,082,600～182,153,400 (89,166,000～165,594,000)